

岩国市携帯型磁気ループシステム等貸出要綱を次のように定める。

平成 30 年 10 月 16 日

岩国市長 福田 良彦

#### 岩国市携帯型磁気ループシステム等貸出要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成 18 年条例第 65 号）第 7 条の規定に基づき、会議、講演会等において、難聴者、高齢者等で補聴器を使用する者が音声を正確に聞き取ることを補助する携帯型磁気ループシステム等は無償で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第 2 条 貸出しをする機器は、携帯型磁気ループシステム（携帯型磁気ループアンプ、有線マイク及びドラム式ループアンテナをいう。）を基本とし、必要に応じて次に掲げるものを追加して貸し出すものとする。

- (1) ワイヤレスマイク
- (2) アンプ付スピーカー
- (3) ドラム式ループアンテナ（延長専用）
- (4) 磁気ループ専用受信機

(利用対象)

第 3 条 前条に定める機器（以下「機器」という。）を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で開催するイベント（補聴器を使用する者が参加するイベントに限る。）の主催者
- (2) 市内に所在する障害者福祉施設を運営する事業者
- (3) 市内に所在する福祉関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認めるもの

(利用期間)

第 4 条 機器の利用期間は、利用を開始する日から起算して 3 日以内の期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

(貸出し場所)

第 5 条 機器の貸出し場所は、岩国市障害者サービスセンターとする。

(利用申請)

第 6 条 機器の利用申請に使用する書類は、岩国市携帯型磁気ループシステム等利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）とする。

2 申請書の提出期限は、利用日の前日とする。

(利用許可)

第 7 条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、機器の利用を許可し、次に掲げる条件を付して岩国市携帯型磁気ループシステム等利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

- (1) 許可を受けた利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 機器を転貸しないこと。

- (3) 故意又は過失により携帯型磁気ループシステム等の機器を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、利用者の責任及び負担において、同等又は類似の製品による補填又は完全な修復を行うこと。

(利用許可の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、機器の返却を命ずることができる。

- (1) 利用許可申請に偽りの記載があったとき。
- (2) 前条に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。